

# 清原北小いじめ防止 基本方針

## はじめに

本校では、「いじめはどの児童（生徒）にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条（※）の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるように、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめの防止等に向けた取組を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することができないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- いじめの未然防止は、全ての教職員の重要な課題と捉え、人権に配慮した環境づくりを目指します。

### （2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

#### ② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

#### ③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上で毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

#### ④ 家庭、地域との連携

- ・家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

#### ⑤ 関係機関等との連携

- ・必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込みます、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ防止等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに校長に報告する。報告を受けた校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要した開催の場合などには、校長の裁量により、構成員が揃わなくても開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

#### ① いじめ防止等対策委員会

##### 〔構成員〕

校長、副校長、教務主任、児童指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該担任、  
スクールカウンセラー（地域学校園SC）、  
その他、事案に応じて構成員を加えるなど、柔軟に対応する。

##### 〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
  - ・校内研修会の企画・立案
  - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
  - ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
  - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
  - ・指導計画の実施状況の把握と改善
- など

##### ② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

### (2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用し、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。

また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域学校協議会等、様々な機会を捉えて積極的に周知したりする等、様々な機会を捉えて積極的に周知する。

## ① いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・地域学校園における生活のきまりの指導の徹底
- ・あいさつ運動の実施（年3回）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（年度末）
- ・学習情報システムでの児童の記録を作成、継続的に活用。小学校在学中の記録データを中学校へ引き継ぐ
- ・清原地区児童指導強化連絡会における情報交換（年2回）
- ・地域学校協議会における情報交換（年4回）

### イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・スローガンの掲示、いじめゼロシール（いじめゼロリボン）の着用
- ・児童を主体としたいじめ根絶活動（呼びかけ、いじめゼロなかよし集会等）
- ・あいさつ運動の実施
- ・いじめに関する内容を含んだ道徳科の授業（ハッピースマイルタイム）の実施（年2回）
- ・いじめ根絶標語の募集
- ・教育相談週間の実施（年3回）
- ・DVD等の視聴
- ・保護者への啓発活動

### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・全校道徳科の授業の実施と指導の充実
- ・人権教育の推進
- ・学級活動の充実
- ・縦割り班活動による共遊活動、清掃活動
- ・豊かな心を育成するための体験活動の充実（幼稚園、福祉施設、地域高齢者との交流）

### エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・道徳科の授業や学級活動におけるふわふわ言葉、ちくちく言葉についての共通理解（4月）
- ・児童会主催「いじめゼロなかよし集会」の開催により、児童のいじめ防止に関する意識の高揚を図る。
- ・道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような議論などを行う機会や場を設定する。

### オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・情報モラル関連教室の開催
- ・道徳科の授業・学級活動や朝の会・帰りの会で情報モラル教育を年2回以上実施（タブレットやインターネットを使用する上での注意・約束、掲示板など情報の真偽を読む指導など）

### カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・児童による振り返り（いじめに関するアンケート等）
- ・教職員によるいじめ問題への取組についての自己点検
- ・打合せ等を活用した児童の情報交換の実施
- ・PDCAの実践

## キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解推進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解の促進のための指導

## ② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

### ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・家庭確認訪問（4、5月）、三者懇談（7月）、希望者による個人懇談（通年）の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携（窓口：教育相談担当、担任）
- ・学校や関係機関の相談窓口についての保護者への周知

### イ スタンダードダイアリーの活用

- ・毎月のめあての振り返り
- ・うつのみやいじめゼロ宣言の確認
- ・家庭との連携を図るための活用（出欠、連絡事項）

### ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・児童への定期的なアンケート調査（毎月実施）や教育相談（年3回）等の実施
- ・教育相談期間に行うアンケート調査（記名式と無記名式を意図的に織り交ぜ、実効性の向上を図る）
- ・Q-Uテストでの学級状況の把握（年1回）

### エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話、タブレット等の正しい使い方やマナー、弊害や危険性について啓発
- ・教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
- ・ネットいじめなど、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導
- ・外部講師による研修

### オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等様々であり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高められるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用、校内研修を実施

### カ いじめ認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか、「人間関係のトラブル」などのなどを、いじめ防止等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

### キ その他

- ・教職員による日常的な児童観察
- ・職員会議での情報交換
- ・KASAとの日常的な連携
- ・KASA連携会議（6月、2月）
- ・児童送迎時の保護者との情報交換
- ・傍観者とならないための指導
- ・スタンダードダイアリー（連絡帳）や電話による情報交換

### ③ いじめの対処

いじめ防止等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

#### ○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

##### ア いじめ防止等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録

##### イ いじめに対する指導

いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

##### ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ防止等対策委員会にて、より長期の期間を設定

##### エ いじめの解決に向けて

いじめ防止等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導指針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携

##### オ いじめの解決に向けた保護者との連携

必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の活用、市、関係機関等との連携

##### カ まわりの児童への指導と学級・学校生活における人間関係の再構築

##### キ 全教職員による対応の周知と的確な役割分担等の組織的対応

### ④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

##### ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・児童送迎時の保護者との情報交換
- ・アンケート結果の共有
- ・スタンダードダイアリー（連絡帳）や電話による情報交換
- ・学校だより、学年だよりによるいじめ未然防止に関する取組の紹介や協力依頼
- ・家庭における正しい言葉遣い、「ふわふわ言葉」使用の呼びかけ

##### イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼
- ・地域学校協議会における情報発信・情報収集
- ・民生委員との懇談会

##### ウ 関係機関等との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・いじめの通報を受けたときや児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無を確認、事案に応じて児童相談所や教育委員会等との連携

### 3 重大事態への対処

(1) いじめにより児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ防止等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。

また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

#### ① いじめ重大事態に対する学校における平時からの備え

ア 各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。しかし、法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておく。

イ 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応する。

ウ 学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

エ 法第22条に基づいて、全ての学校に設置され、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織である。また、法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行い、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担う。

オ 各学校においては、校長のリーダーシップの下、児童指導主任等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組が重要である。

カ 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童・保護者が法第23条第2項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておく。

キ 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。

ク 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が

困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。

ヶ 学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておく。

コ 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童について、当該児童の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童への支援について方向性を共有する。

サ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

シ 各学校においては、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう平時から備えておくことが求められるが、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。その際には、いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめはどの子供にも、どの学校でも起りうるものであり、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するものではないことに留意する。また、学校の設置者や学校は、いじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有していることにも留意する。なお、各学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応の取組については、文部科学省がこれまでに発出した通知等を参考として対応する。

## 4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域学校協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて「いじめ防止等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。